

**(総則)**

第1条 甲及び乙は、中野区契約事務規則第42条に定める契約書または電子契約書及びこれに添付された内訳書、仕様書、図面等及び質問回答書（以下総称するときは「契約書等」という。）に基づく契約の本旨及び日本国法令に従い、この契約を誠実に履行しなければならない。

2 乙は、契約書等記載の業務（以下「業務」という。）を契約書等記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、契約の目的物（以下「成果物」という。）を甲に引き渡すものとし、甲は、乙に対し、その代金を支払うものとする。

3 甲は、その意図する成果物を完成させるために必要があるときは、業務に関する指示を乙又は代理人若しくは主任技術者に対して行うことができる。この場合において、乙又は乙の代理人若しくは主任技術者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。

4 甲及び乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

5 甲は、必要と認めるときは、関係資料の提示又は貸与等適宜の措置を講ずるものとする。

6 乙は、この業務について仕様書、図面、及び内訳書又は契約事項に明示されていない事項でも、業務の性質上当然必要なものは、区係員の指示に従い、乙の負担で施行するものとする。

**(権利の譲渡等及び再委託の禁止)**

第2条 乙は、この契約から生じる権利又は義務を第三者に譲渡、移転、担保権の設定その他の方法により処分してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

2 この契約に基づく納入等の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、緊急その他のやむを得ない事情により第三者に委託する必要がある場合は、この限りではない。

3 乙は、納入等を第三者に委託する場合には、あらかじめ書面により甲の承認を得なければならない。

4 乙が前項の承認を得て納入等を第三者に委託する場合には、乙は、当該第三者に対してこの契約に定める乙の義務と同等の義務を課すとともに、当該委託に基づく当該第三者の行為の一切について、甲に対して責任を負うものとする。

**(委託業務の調査等)**

第3条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況について調査し、又は、報告を求めることができる。

**(契約内容の変更等)**

第4条 甲は、必要があると認めるときは、乙と協議のうえ、この契約の一部若しくは全部を変更又は一時中断することができる。この場合において、契約期間又は契約金額の変更が必要であると認められるときは、甲乙協議して定めるものとする。

**(検査及び引渡し)**

第5条 乙は、業務が完了したときは、成果物を遅滞なく甲に提出して、検査を受けなければならない。

2 甲は、前項の提出があったときは、その日から10日以内に検査を行わなければならない。

3 前項の検査に合格したときをもって、目的物の引渡しを完了したものとする。

4 乙は、第2項の検査において不合格となったときは、不合格部分の再履行をしなければならない。この場合において、甲は、再履行の期限を指定するものとする。

5 乙は、前項の再履行が完了したときは、再履行に係る成果物を甲に提出し、再度検査を受けなければならない。この場合において、前各項の規定は、この検査について準用する。

**(代金の支払)**

第6条 前条の引渡し完了後、甲は、乙の請求により、30日以内に契約代金を支払うものとする。

2 この契約が単価契約である場合の各単価の額は、内訳書のとおりとし、その額には消費税相当額を含まないものとする。ただし、当該内訳書に消費税相当額を含む旨の表示がある場合は、この限りでない。

3 単価契約における代金は、仕様書又は甲が別に交付する発注書、指示書等で定める期限ごとの履行数量に各単価を乗じて得た額の合計額とし、その合計額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

- 4 前項の代金に対する消費税相当額を計算する場合においてその計算額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 5 甲の責に帰すべき理由により、第1項による契約代金の支払いが遅れた場合は、甲は乙に対し支払金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した割合（年当たりの割合は閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）を乗じて計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）を遅延利息として支払うものとする。

#### **（所有権の移転等）**

第7条 第5条第3項により引渡しを完了した成果物は、すべて甲の所有とし、甲は、その事業に自由に使用し得るものとする。

#### **（前金払）**

第8条 甲は、契約書等で前払金の支払いを約した場合において、乙が公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と契約書等記載の契約期間を保証期限とする同法第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結したときは、乙の書面に基づく請求により、頭書前払金の欄に記載した金額を支払うものとする。

- 2 乙は、前項の前払金の支払いを受けようとするときは、この契約締結後（甲が別に前払金の請求時期を定めたときは、その時期）に、保証事業会社と締結した保証契約を証する書面（以下「保証証書」という。）を甲に提出したうえで、前払金の請求をしなければならない。
- 3 乙は、前項の規定による保証証書の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該保証事業会社が定め、甲が認めた措置を講ずることができる。この場合において、乙は、当該保証証書を提出したものとみなす。
- 4 甲は、第2項の請求を受けたときは、遅滞なく第1項の前払金を支払うものとする。

#### **（契約金額の増減による前払金の追加払又は返還）**

第9条 甲は前条第1項の規定により前金払いをした後、委託内容の変更その他の理由により契約金額を変更した場合において、その増減額が変更前の契約金額の2割をこえるときは、甲の定めるところにより、前払金を追加払いし、又は返還させることがある。

- 2 乙は、前項の規定により、甲が前払金の追加払いを認めた場合において、その追加払いを受けようとするときは、当該契約変更の日以後、保証契約を変更し、変更後の保証証書を甲に提出したうえで、請求しなければならない。
- 3 乙は、前項の規定による保証証書の提出に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、甲が認めた措置を講ずることができる。この場合において、乙は、当該保証証書を提出したものとみなす。
- 4 乙は、甲から第1項の規定による前払金の返還請求を受けたときは、当該契約変更の日以後、甲が指定する日までに返還しなければならない。
- 5 前項の場合において、乙が返還期限までに前払金を返還しないときは、返還期限の翌日から、返還の日までの日数に応じ、未返還額につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した割合（年あたりの割合は、潤（じゅん）年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）で計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）を遅延利息として支払わなければならない。

#### **（天災その他不可抗力による契約の一時中断、協議解除、変更等）**

第10条 甲又は乙は、契約締結後において、天災事変等不測の事態又は経済情勢の激変により、当初の条件による契約の履行が困難となった場合又は契約内容が著しく不適當になったと認める場合は、契約の一時中断若しくは解除又は契約期間、契約金額等契約内容の変更を相手方に申し出ることができる。

- 2 前項の場合において、当該状況に照らして明らかにこの契約の履行が不能と認められる場合

は、契約が終了したものとみなす。

- 3 甲は、第1項に規定する場合のほか特別な理由があるときは、契約の一時中断若しくは解除又は契約内容の変更を乙に申し出ることができる。この場合において、甲は、乙に損害が生じたときは、その賠償の責を負うものとする。
- 4 乙は、第1項に規定する場合のほか契約書等で定める期限までに納入等ができないときは、その理由を明らかにして当該期限の延長を甲に申し出ることができる。この場合において、甲は、当該理由が乙の責に帰すべきものでないと認めるときは、第13条の規定による遅延違約金を徴収しないで、当該期限の延長を認めることがある。ただし、成果物が、乙の責に帰すべき事由によらず引渡前に滅失・損傷したことによって納入等が遅延したときは、第14条の規定によるものとする。
- 5 前各項の規定による契約の一時中断、解除、変更等については、甲乙協議して、別に定めるものとする。

#### **(保証契約の変更)**

- 第11条 乙は、委託期間が延長された場合は、甲がその必要がないと認める場合を除き、直ちに保証契約を変更し、変更後の保証証書を甲に提出しなければならない。
- 2 乙は委託期間が短縮された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を甲に提出しなければならない。
- 3 乙は、第1項又は第2項の規定による保証証書の提出に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、甲が認めた措置を講ずることができる。この場合において、乙は、当該保証証書を提出したものとみなす。

#### **(前払金の使途制限及び返還)**

- 第12条 乙は、前払金をこの委託に必要な経費以外の経費の支払いに充ててはならない。
- 2 乙は前項の規定に違反した場合又は保証契約が解約された場合は、既に支払われた前払金を、直ちに甲に返還しなければならない。
- 3 乙は、前項の規定により前払金を返還する場合は、前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、当該返還額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した割合(年あたりの割合は、潤(じゅん)年の日を含む期間についても、365日の割合とする。)で計算した額(100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)を利息として支払わなければならない。

#### **(遅延違約金)**

- 第13条 乙は、契約期間内に第5条第3項の引渡しを完了しないときは、遅延日数に応じ、契約金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した割合(年あたりの割合は、潤(じゅん)年の日を含む期間についても、365日の割合とする。)で計算した額(100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)を違約金として甲に納付するものとする。ただし、天災、事変その他避けることのできない非常災害に起因する遅延で、甲の承認を得て提出期限を変更したときは、この限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず、契約期間内に履行して検査に合格した部分があるときは、同項の契約金額から当該検査合格部分の代金相当額を控除して遅延違約金の額を計算する。
- 3 第5条第4項の再履行の期限を契約書等で定める期限後に指定した場合であっても、遅延違約金計算の起算日は、当該契約書等で定める期限を経過した日とする。
- 4 前各項の遅延違約金計算の基礎となる日数には、検査に要した日数を算入しない。
- 5 甲は、乙が第10条の規定によらず契約書等で定める期限までに履行することができない場合において、当該期限後相当の期間内に履行する見込みのあるときは、乙から遅延違約金を徴収することを条件として、当該期限を延長することができる。

#### **(引渡前の滅失・損傷)**

- 第14条 成果物の全部又は一部が、第7条の規定による所有権の移転(以下この条において「所有権等の移転」という。)の前に、天変地異その他不可抗力により滅失又は損傷した場合、その

損失は乙の負担とする。

- 2 所有権等の移転の前に、前項に定める事由によって成果物が損傷したときは、乙は、成果物を修復して直ちに甲に引き渡す。この場合、修復によって、契約書等で定める納入期限等に遅れる場合であっても、甲は、乙に対し、納入期限等の延期について異議を述べることができない。ただし、修復に著しく期間を要し、この契約の目的が達成できないと甲が認めるときは、この限りではない。
- 3 前項の規定により納入期限等が延期された場合、甲は、前条の規定による遅延違約金を徴収しない。
- 4 乙は、第2項の規定による修復が著しく困難なとき又は過大な費用を要するときは、この契約の解除を申し出ることができる。また、成果物の損傷によりこの契約の目的が達成できないと甲が認めるときは、甲は、この契約を解除することができる。
- 5 前項の規定によりこの契約が解除された場合、甲及び乙は、相手方に対し、受領済みの金員を無利息で当該解除の日から遅滞なく返還する。

#### (成果物の帰属)

- 第15条 契約書等により別に定めがある場合を除き、この契約から生じる成果物が著作物に該当する場合、その著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は第5条第1項の規定による検査に合格したときに甲に帰属するものとする。
- 2 乙は、契約書等により別に定めがある場合を除き、甲による成果物の利用について、著作者人格権を行使しないものとする。
  - 3 乙は、成果物が第三者の権利（著作権を含むが、これに限られない。）に抵触しないことを保証し、甲が、第三者から成果物の利用について何らかの請求、異議の申立て等を受けたときは、乙は自らの責任と負担によりこれを解決するとともに、甲に生じた損害を賠償する責を負うものとする。

#### (相殺)

- 第16条 この契約から生じる違約金、損害賠償金その他の甲の乙に対する債権は、乙の甲に対する代金請求権と相殺することができる。

#### (任意解除)

- 第17条 この契約が委託契約である場合、甲は、履行が完了するまでの間は、次条から第20条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。
  - 3 乙は、第21条及び第22条に基づく場合を除き、この契約を解除することはできない。

#### (甲の催告による解除権)

- 第18条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行又は是正の催告をし、その期間内に履行又は是正がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行等がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 乙が契約書等で定める期限内に契約を履行しないとき又は履行する見込みがないとき。
- (2) 乙又はその代理人若しくは使用人が正当な理由がなく、甲の監督又は検査の実施に当たり職員の指示に従わないとき又はその職務の執行を妨害したとき。
- (3) 前各号のほか、乙が、この契約に基づく義務を履行しないとき。

- 2 前項の規定により契約が解除されたときは、契約保証金は、甲に帰属する。
- 3 乙は、契約保証金の納付がなく第1項の規定により契約が解除されたときは、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲に納付しなければならない。この場合において、甲の検査に合格した履行部分があるときは、契約金額から当該履行部分の代金相当額を控除した額の100分の10に相当する額を違約金とする。
- 4 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

#### (甲の催告によらない解除権)

第19条 甲は、次条の規定によるほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が、この契約の目的を達成させることができないことが明らかであるとき。
- (2) 乙が、この契約の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 乙又はその代理人若しくは使用人が契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。
- (4) 乙が地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当すると判明したとき。
- (5) 第10条第1項の規定によらないで、乙から契約解除の申出があったとき。
- (6) 次のいずれかに掲げる者がこの契約を解除したとき。
  - ア 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
  - イ 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
  - ウ 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- (7) その他前各号に類する行為があったとき。

2 前条第2項から第4項までの規定は、前項による解除の場合に準用する。

#### **(乙が暴力団員等であった場合の甲の解除権)**

第20条 甲は、乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者をいう。以下同じ）が各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除する又は解除することができる。この場合においては、何ら催告を要しないものとする。

- (1) 個人事業主、法人の代表役員（入札参加資格者である個人又は法人の代表権を有する者（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した者を含む。）、一般役員等（入札参加資格者の役員、執行役員、支店を代表する者又は営業所を代表する者（常時、区との区の発注する契約を締結する権限を有する事業所の所長をいう。）で代表役員以外の者）及び役員として登記又は届出はされていないが事実上経営に参画している者及び雇用される者で、前述に該当する者以外の者（以下「法人の役員若しくは使用人」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であるとき、又は暴力団員等が経営に事実上参加していると認められるとき。
- (2) 法人の役員若しくは使用人が自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 法人の役員若しくは使用人がいかなる名義をもってするかを問わず暴力団員等に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与え、又は便宜を供与するなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (4) 法人の役員若しくは使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。
- (5) 法人の役員若しくは使用人が、自ら契約する場合において、その相手方が前各号のいずれかに該当する者であると知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。

2 前項の規定により契約を解除したときは、契約保証金は、甲に帰属する。

3 甲が契約を解除するか否かにかかわらず、乙が第1項各号のいずれかに該当したときは、乙は、契約金額の100分の10に相当する額（契約の一部の履行があったときは契約金額から履行部分に対する契約代金相当額を控除して得た額の100分の10相当額）を、違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

4 第1項に規定する場合において、乙が共同企業体であり、既に解散しているときは、甲は乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の請求をすることができる。この場合において、乙の代表者であった者又は構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

- 5 第3項及び前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。
- 6 第1項の規定により契約が解除された場合において、乙に損害が生じても、甲は一切賠償の責を負わない。
- 7 第1項各号に該当する疑義が乙に生じた場合は、甲は警視庁と該当の可否に関する情報の交換を行うことができる。
- 8 前各項に定めるもののほか契約解除に伴う措置等については、契約書等の関係規定を準用するものとする。

#### **(乙の催告による解除権)**

第21条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定により契約が解除された場合において契約保証金が納付されているときは、甲は、乙に当該契約保証金を返還しなければならない。

#### **(乙の催告によらない解除権)**

第22条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。ただし、乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、この限りではない。

- (1) 第10条第3項の規定に基づき甲がこの契約を一時中断させようとする場合で、その中断期間が3か月以上又は契約期間の3分の2以上になるとき。
- (2) 第10条第3項の規定に基づき甲が契約金額を減額させようとする場合で、その減額後の額が契約金額の2分の1以下になるとき。

- 2 前条第2項の規定は、前項による解除の場合に準用する。

#### **(解除の場合の清算)**

第23条 第10条、第18条及び第19条並びに前2条の規定により契約が解除された場合、業務の既済部分があるときは、甲の所有とし、甲は、当該部分に対して相当と認める金額を支払うものとする。ただし、第8条の規定による前金払をしたときは、当該前払金の額を乙に対する支払い額から控除する。なお、乙は、受領済みの前払金額に余剰があるときは、甲の指定する日までに甲に返還しなければならない。この場合においては、第9条第4項の規定を準用する。

- 2 この契約が地質調査契約である場合は、前項の既済部分は、ボーリングについて、1箇所ごとに完成しなければ既済部分とみなさないものとする。

#### **(契約不適合責任)**

第24条 乙は、提出した成果物が、種類又は品質に関してこの契約の内容に適合しないものであるときは、別に定めがある場合を除き、補修又は代替物の引き渡しによる履行の追完の責を負うものとする。ただし、当該不適合が、甲の責に帰すべき事由によるものであるときは、この限りでない。

- 2 前項に規定にする場合において、甲が、乙に対し、相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 乙が、履行の追完を明確に拒否したとき。
- (3) すでに契約の目的を達成するための期日を経過したとき。

- 3 第1項に規定する場合において、甲は、乙に対し、損害賠償の請求又はこの契約を解除することができる。

#### **(下請負等の禁止)**

第25条 乙は、この契約の履行に当たり、中野区契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年中野区要綱第148号。以下「要綱」という。）第3条に基づく入札参加除外措置を受けて

いる者（以下「入札参加除外者」という。）又は甲の入札参加資格を有する者以外の者で甲の発注する契約から排除するよう警視庁から要請があった者（以下「排除要請者」という。）にこの契約の一部を下請負（当該受託者から業務の一部を受任し、又は請け負う者、それ以降の二次以降の下請負人等を含む。以下同じ）をさせ、若しくは委託を行ってはならない。また、乙はこの契約の下請負若しくは受託をさせた者（以下「下請負人等」という。）が契約履行期間中に入札参加除外措置を受けた場合は、速やかに当該契約の解除をしなければならない。

- 2 乙が、入札参加除外者又は排除要請者のうち、要綱別表第1号に該当する者をこの契約の下請負人等としていた場合は、甲は乙に対して、当該下請負人等との契約の解除を求めることができる。
- 3 前2項の規定により契約解除を行った場合の一切の責任は、乙が負うものとする。
- 4 甲は、第2項により契約の解除を求めたにもかかわらず、乙が正当な理由がなくこれを拒否したと認められるときは、甲が発注する契約から排除する措置を講ずることができる。

#### **（不当介入に関する通報報告）**

第26条 乙は、契約の履行に当たって、暴力団員等からに限らず履行妨害等の不当介入又は下請参入等の不当要求（以下「不当介入等」という。）を受けた場合（下請負人等が暴力団員等から不当介入を受けた場合を含む。以下同じ。）は、毅然として拒否し、遅滞なく甲への報告及び管轄警察署への通報（以下「通報報告」という。）並びに捜査上必要な協力をしなければならない。

- 2 前項の場合において、通報報告に当たっては、書面にて甲及び管轄警察署にそれぞれ提出するものとする。
- 3 乙は、下請負人等が不当介入等を受けた場合は、毅然として拒否し、遅滞なく乙に対して報告するよう当該下請負人等に指導しなければならない。また、下請負人等から報告を受けたときは、速やかに甲に報告するとともに、警察に届け出なければならない。
- 4 甲は、乙が不当介入等を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく甲への報告又は管轄警察署への通報を怠ったと認められるときは、甲が発注する契約から排除する措置を講ずることができる。

#### **（公契約条例の遵守）**

第27条 乙は、この契約の履行に当たり、中野区公契約条例（令和4年中野区条例第8号。以下「条例」という。）を遵守しなければならない。なお、この契約が条例第6条第1項に該当する場合、条例第7条から第12条までの規定については、別添の公契約約款特約条項によるものとする。

#### **（契約の効力）**

第28条 この契約を電子契約書にて締結する場合には、中野区契約事務規則第42条第4項の方法に従い電子署名の措置を行った日にかかわらず、この契約書前文下に定める年月日より効力を有する。

#### **（補則）**

第29条 この契約書等に定めのない事項については、必要に応じて、甲乙協議して定めるものとする。